

大阪市障がい者施策推進協議会部会 第2回大阪市地域自立支援協議会 会議録

日時：平成30年3月16日（金）

午前10時00分から午前12時00分

場所：大阪市役所本庁舎 屋上階 共通会議室

（開会）

（中島障がい者施策部長：開会挨拶）

（委員紹介、資料確認等）

石田座長：座長の石田です。今日もよろしくお願ひします。雨の中、朝からお集まりいただきましてありがとうございます。今日もたくさんの議事があります。1番から10番まで、その他、活発なご意見をいただきたいのですが、先ほど事務局からもありましたように、時刻は12時まで、正午までとなっていますので、円滑な議事の運営にご協力いただければありがたいと思っています。今回の議題について、まず初めに1から4番までの報告を事務局の方からお願ひして、その後、皆さんのお手元にあるかと思いますが、加藤委員から協議会について整理したものをいただいていますので、このことをお話しいただいて、その後、5・6・7・8・9については、それぞれ一つずつ報告と審議をしていきたいと思っています。そうしましたらまず初めに1番から4番までの議題について、事務局の方から報告をお願ひします。

大森障がい福祉課担当係長：【資料1について説明】

春木基幹相談支援センター副所長：【資料2について説明】

大森障がい福祉課担当係長：【資料3、資料4について説明】

石田座長：事務局から説明がありました。ありがとうございました。各議題について、委員のご意見・ご質問があれば挙手のうえ、マイクを使って、初めにお名前を言ってからお話ください。よろしくお願ひします。

船戸委員：大阪発達総合療育センターの船戸です。どうもありがとうございます。ただ、ちょっと残念なのは、基幹相談支援の人材育成の中に医療的ケアの項目が全然ないですね。前年度も、そういうことをちゃんと入れていただきたいと。今度の改定で、退院前カンファレンスに出れば相談支援も支給ができるというような改正が行われようとしている中で、いまだに医療的ケア児に対する研修がないというのは、大阪市は本当にそういう相談支援をやろうとしているのか、非常に疑問に思います。3年間も言い続けていると思うが、いつもここに出てきたことがない。考えていただきたいと思います。大阪市では、2,000人ぐらい重症心身障がい児がいるんですが、大阪府のデータだと50%は何らかの医療的ケアが必要だといわれている中で、身体障がいの中に医療的ケアの研修がないというのは非常に心外です。ぜひ検討していただきたいと

思います。

石田座長：ありがとうございます。事務局の方からは一括して回答の方、お願いしたいと思いません。酒井委員。

酒井大介委員：酒井です。資料4の相談支援の実施状況についての質問です。地域移行支援ですが、この数字、13人ということですが、前年度と対比してどうなのかということが一点と、説明の中でも少ない状況であるということですが、人口規模からしてもこの人数というのは少ないのではと思いますが、その要因ですね。同じ認識に立っていただいているならば、その要因がどういうものなのか。例えばそれはニーズがない、あるいは担い手が少ない、または周知が足りていない。あるいは類似した事業が他にあったり、あるいは例えば病院からの地域移行を独自で病院からされているというふうに推測されているのか、そのあたりの認識というか、推測はどのようにお考えなのかをお聞きしたいと思います。

石田座長：前年度の分についてはこの下の表の方に書いていますね。しかも減っています。他にいかがでしょうか。古田委員。

古田委員：おはようございます。今年度はですね、予算事項とかはいろいろと頑張っていたところがあるかと思えます。その点については、お礼申し上げます。ただ、まだまだ積み残し課題があるのに、いつも思うんですけど、この市の自立支援協議会というのは、各地域の課題を集約して、ちゃんと方向性を見出していくような議論をすべきなのですが、いつもこんなに10個も報告があり、これからどうしていくのかほとんど明らかにされないというのは、数年前から言われていますが、抜本的に持ち方を考えていただきたい。もうちょっと課題を絞って、方向性を示して議論していただけるような、そんな会議に組みかえていただきたいと思っていますので、一つよろしくをお願いします。

指定相談の状況ですが、一つはセルフプランが半分以上になっているということで、国も、この前の資料では、セルフプランの多いところは改善計画をちゃんと立てろという話になっています。基幹センターも協力してあげてというような話がかかれていたのですが、やはりどういうふうに改善していくのかを考えていけないといけない。大阪市は重度の人が多いということで、一件当たりの計画相談にかなり時間がかかります。それもありましてなかなか事業所が増えない。各地域では育てる努力を、相談支援部会などをやりながら頑張っているんですが、やはり撤退してしまうというような状況が相次いでいます。増えては減る、増えては減るという厳しい状況の中、指定が増えないから委託相談が難しいケースをどんどん受け付けていけないといけないというような状態がずっと続いています。指定相談をどう増やすかしかないので、その方策をぜひ示していただきたい。各区、各法人に対して指定相談の実施を働きかけるなど、抜本的な対策をとらないと、セルフプランはいつまでたっても減りません。ですので、そういう計画をぜひ作っていただきたいというのが一点。

それと地域移行ですが、これも全然進まなくなっている。この10年間、大阪市は何もやっていないとしか言えないので。地域移行のワーキングをぜひ。今年度内にも開催するという話で

したが、いまだに開催されていません。地域移行といっても、精神の退院促進、施設からの地域移行を併せ持ったワーキングを早く開催して、何が課題で、どこにどう手を入れて、どんな仕組みを作って、何をやっていくかということ早く打ち出していただきたいと思います。10年以上の入所者は70%でした。大阪市はそれぐらいでしたよね。中には30年40年、ずっと施設のままという。いつか施設で暮らすというのはもちろん分かるのですが、30年、40年もそのままにしているというのはいけませんから、早く、各施設を地域から回って、地域移行を希望する人はできるような状態、本人が希望すればもう地域移行できるんだというような状態を早く作って、長期入所のまま放置されることがないようにしていただきたいと思います。ぜひ年度内にワーキングをやっていただきたい。そして来年度はずっとワーキングをやってですね、ちゃんとした仕組みを作るといふところまで行っていただきたいと思います。以上です。

石田座長：はい、ありがとうございます。たくさん出ましたけども、とりあえずここで切りたいと思います。4点ありますね。医療的ケアについての研修についてどう考えるか、どのような方策があるのかという。二つ目は酒井委員と古田委員、地域移行の少ない要因と今後のワーキングも含めた方向性についてお答えいただきたいと思います。それから、この自立支援協議会そのものの方向性ですね。後で加藤委員から資料があるので、そちらも参考になるかと思いますが、それについて、少しあり方を見直すべきだということ。それから最後に、セルフプランが減らないということで、その改善計画として指定相談支援をどのようにその事業所を増やしていくのか、その方策等がありましたら、お答えいただきたいと思います。よろしく願います。

内村障がい福祉課長：障がい福祉課長の内村です。たくさんご意見いただきました。まず最初の医療的ケアの研修がない件につきまして、30年度、どういう形なのかは、今、具体的なものを示せませんが、できる限り入れていけたらと考えますので、そのあたりを調整させていただきたいと思います。

地域移行の要因、移行支援を使っている方が少ないのは、その後のご質問にもありますそもそも地域移行の数が少ないことが一番の要因かと。さらに、具体的に地域移行の数が少ないうえに、例えば施設から同じ法人内のグループホームに移った場合、地域移行支援を使わずにそのまま行かれているというのも要因の一つかと。そういう意味でも30年度は地域移行に力を入れていきたいと、私どもも思っております。

それで、古田委員からありましたように、ワーキングを立ち上げるという年度内に立ち上がっていない。大変申し訳ございません。確かに立ち上げる予定でございましたが、ずっと遅れておりますので、速やかに立ち上げていきたいと思っております。

それと、自立支援協議会のあり方ですね。確かにいろんなところからも同じご意見をいただいているところがございます。どういうふうにしていこうかというのも実際にごございます。そのあたりを、また皆さん方と相談させていただきながら、こういう形ではなく、本来のあるべき姿を模索していきたいなと思っております。

それと、セルフプランは先ほど古田委員もおっしゃられたように、そもそも指定相談を増やす方策を示してほしいと。その前に国から改善計画を立てて検討しなければならないと。今、

具体的にどうこう言うことはございませんけれど、それも含めてご意見いただきながら、検討していかなければならないなど。ただ、事業所の立ち上げですので、当然、民の力をお借りしなければなりませんので、我々もそれを促すような方策を考えていかないと。今すぐにこういう形でというのはございませんが、先ほど古田委員おっしゃっていたように各法人に声をかけていくとか、特に研修を受けていただいたところからですね、そういった形で声をかけるのはできますが、それですぐに立ち上がって、もともとどこかにお勤めの方も多いでしょうから、新たに数を増やしていくというのを、皆さん方のご意見をいただきながら進めていきたいと思えます。地域移行の掘り起こしの話も、ワーキングの中で検討させていただきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

石田座長：はい、ありがとうございます。1番については船戸委員のご意見もありますので、協力していただいて、調整したらどうかと思ひます。協力してくださると思ひますので、一緒にやればいいのかと思ひます。2番については、ワーキングをするのだということ。4番目については、なかなか民の力を借りないといけない。実は、これまでも国の方に要望してもらったりもあつたのですが、なかなか増えないということで、ここはもう少し考えていかないといけないのかなど。3番目の方向性を見出すというところで、少し参考になる資料を加藤委員の方から。今回の自立支援協議会の活動報告の中から、レベル分けの議題について、加藤委員の案ということで提出していただけてますので、少しそのあたり説明していただけたらと思ひます。

加藤委員：加藤です。これ、本当に毎年、古田さんがおっしゃったように、同じことの繰り返りで、なかなか各区の問題というのを市の自立支援協議会で議論していつて解決に結びつけていくというのがなかなかできてないというので、それで、その課題という項目を作ってくださいと言って作っていただいたので、それについて、どういうふうに課題を各区が自立支援協議会で抱えているのかをまとめてみたんですね。全部、ここで具体的にというのは時間的に無理だと思ひますが、この表の説明としては、区とか各区のネットワークとかで課題になっていることで、そこが中心になるということ。区ネットワークにして、かなり重要で、市の方で考えないといけないとか、区だけでは難しいというものを市の方に書いて、中から拾いあげたんです。おそらく、それでも難しい場合は国へということになるかと思ひます。それと、区ネットワークのところ、特に○の方は重要かなとか、面白いことをやっているなとか、課題として上げているなというのを、○にしています。2ページ一番下のところに共通した課題ということで、いくつかの区で上がっていた課題というのが、大体こういうことがどこの区でも問題になっているものを2ページの下に書きました。市レベルのところ。問題になってくるかと思うのですが、私の案ですけれども。ただ、今、議論するのは難しいと思うので、4月から大阪市の方で各区の基幹相談支援センター連絡会を持っていたらと思うんですが、基幹相談支援センターの連絡会というのは、だいたい、各区の自立心協議会の中核を担っているのが各区の基幹相談支援センターなので、その会でこの自立支援協議会の問題というのを必ずあげてもらおうとか。そして、そこで議論したものを、今度は市の方へ上げてもらって、この場で議論していくというシステムにしていったら、区の自立支援協議会と市の自立支援協議会というの

が有機的に結びついていくのではないかと思います。そういうことを提案させていただきたいのと、できれば、こんなにたくさん課題があるのではなくて、2時間と短いので、そこで上がってきたものを中心に市の自立支援協議会で協議するとか、そういうふうにしていったらかなり有効な話し合いを持てるのではないかなと思いますので、そういうことを提案させていただきます。

石田座長：ありがとうございます。私もそのように考えています。古田委員もそのようにおっしゃっていましたし。実はもうずっとその話をしている、今日も西成の方から提案いただいて、回答を出すという形で終わってしまっている。実は、春木さんの方から調査の話がされてきました。私はその調査している中で思ったのは、やはり市でやるべきことと区でやるべきことを、まず明確にした方がいいかなと。区でやれることは区でやると、これは区でやってくださいと。その方向についても各区で考えて欲しいということ。それから、それは区ではできないというものについてはちゃんと明確にして、その市でやるべきことについてここで話をして、区の中でその範囲を広げていきたいということであれば、どうすればいいのか考えたりとか。まず、会議をするにあたっての土台を作っていく必要があると感じました。実は、自立支援協議会をやっている中には、そういう予算すらあまりよくご存じないところもあったり、そういう区の中でやれることについても、大阪市で話をしてもらえれば、もう少しやりやすくなるのではと思います。予算の立て方についても、大阪市が区に配分しているところとしていないところがありますよね。その区の中の予算で協議会をやっているところもありますよね。そういったところについても、きちんと明確にしていて、区の中で何ができるのか、市の中で何ができるのかということがあれば連携して、どんなことをしないといけないということをあげてもらえたらありがたいと思います。

皆さん、この話はよろしいですか。そうしましたら本当にたくさんご意見をいただいてありがとうございます。次の議題に入っていきます。議題の5ということで事務局の方からの説明をお願いします。

吉田障がい福祉課長代理：【資料5について説明】

石田座長：はい、ありがとうございます。議題5についての説明がありました。質問、ご意見がある方は挙手をお願いします。はい、古田委員。

古田委員：これから再編について意見を述べさせてもらいます。今回、基幹センターの再編によってスタートラインに立ってきたのかなという感じがしますが、昨年、いろいろ24区のセンターとか、9つの地活センターに、今持っている困難ケースとか、複合課題のケース、アンケートを取らせてもらいました。どのセンターもびっしり書いておられまして、大変なケース、家族全体に支援が必要なケース、触法のケースで受け皿が見つからないとか、行動障がいのケースで本人の状態が落ち着くためにはどうしたらいいかということで、相当悩んでおられるようなケースばかり。5件ずつ出してもらいたいとアンケートを取ってもらったのですが、どのセンターもびっしり5件ずつ出していただきまして、大変な状況が改めてうかがえました。

ただ、それに対して大阪市として何ができるかというのを早急に考えていかないといけないということになると思います。区のセンターを基幹センターにしたから、それで終わりではなく、それをスタートラインにして、各区の苦しみをどういうふうにサポートしていくのかを具体的な仕組みとして、地域生活支援拠点の議論、その具体化の中でどう解決していくのかというようなことを考えないと。その方策をぜひとも示していただきたいと思っています。相談支援体制についてのレジュメで思うのが、なぜ9つの地活センターは報告が上がってこないのですか。相談支援の重要な一翼を担っていただいているという位置づけでしたよね。なぜそれが全然表れてこないのですか。それとの連携をどう考えているのか。地域生活支援拠点は、地域移行も含めて取り組むということになっているかと思いますが、そうしたら、精神の退院促進も含めて、地域生活支援拠点の中でどういうふうに連携して取り組むのか、全く想定されていないかと思いますが。それは認識の不足であったり、あるいは課同士が連携できていないことの表れではないかと思いますが、その辺を考えていく必要がある。特に、この協議会は、みんな報告を聞きに来ているわけではないので、地域生活支援拠点をどうするのか、相談支援体制、指定の拡充も含めてどうするのか、課題になっていることはもう明らかですから、3つ4つに絞って、ちゃんと現状課題をどう解決していくのか方策を示して議論するような場に切り替えていただきたいと思っています。

石田座長：ありがとうございます。先ほどの議題4までのものと似通っているところがあるかと思いますが。一つだけ、9つの精神のセンターの位置づけをお聞きしてもいいですかね。

吉田障がい福祉課長代理：障がい福祉課長の吉田でございます。資料の中で地域活動支援センターが載っていないということのご指摘でございます。今回お示しさせていただいたのは、24区の相談支援センターについてご説明させていただいたものでございまして、9ヶ所の地活につきましても資料としてはございません。ただ、ご指摘いただいておりますように、地域移行につきましても、これまで地活の方でも取り組んでこられているところがございます。地域生活支援拠点の整備をしていく中で、地域移行の議論をしていく中で、24区の相談支援センターと地域活動支援センターがどのように連携をして、それぞれの退院促進なり施設からの地域移行に取り組んでいくのか、仕組み作りの中で検討していく中で、整理をしていきたいと考えております。

古田委員：区の基幹センターの再編のことだったので言われたのかと思いますが、今日の資料のどこにも9つの地活センターの報告なり、これからどうしていくのかは全く出てこない。だから、意識されているのか。担当課は支援課だと思いますが、連携が取れてこれから議論しているのかなあと思えるわけなんです。次回から改めていただきたいと思っています。よろしいですか。

石田座長：とりあえず座長の方に言うてください。直接言わないように。位置づけについても含めて、方向性の話が出たので、そこの中でどこの位置づけなのかという。9つのセンターも放ったらかしという話ではなくて、9つは9つでやるんだよと、それはそれで考え方としてある

のかもしれないけれども、ここの中に含めてやるならどういう形でできるのか、また検討してもらえればいいと思います。これも以前から言っていたことではあるのですが、よろしく願いしたいと思います。ほかに何かありますか。

岡委員：岡です。よろしくお願いします。基幹センターの中に地域移行のことがありまして、ずっと聞いているんですけど、コーディネートとケアマネジメントの違いについて、どこからも回答がもらえなくて、今まで地域移行を進めていない中で、どうしていくのかという基幹センターに指針みたいなものも出してない状況で、24区の基幹センターがそれをどう進めていくのかという指針みたいなものが全くないんですね。その回答をどこからもいただけないことと、あとは、今、地域移行についてどうするのかと昨年からずっと話していて、実際に動いていなくて、これは整合性が取れていないのではと思うのは、24区の基幹センターの公募の計画書の中に、地域移行の取り組みについてというのがあり、実際に書けることがないのですよ。どうしていくのかというのを外している中で、それを書くという項目が出てくること自体が少し不自然だと。ほとんど進め方が決まっていないので書けないというのが正直なところで、それをどうするのかと聞くのは、先に大阪市としてどうするか決まったうえで、受託法人がどう取り組んでいくのかという順番でないと、その辺の整合性が取れていないと思うので、次からそういうことがないようにしていただきたいというのがあります。

石田座長：これも、先ほどの議題の中で地域移行のワーキングという話が出ていますので、その中で一緒に考えていければと思います。ありがとうございます。

船戸委員：一つだけ質問。船戸です。地域生活支援拠点について、教えていただきたいのですが。前から出ているのですが、実際に指定された拠点はあるのでしょうか。例えば、私達のセンターが拠点になろうとしたら、重心に関しては、この項目はいけるかなという感じは受けるのですが、精神もあれもこれも全部ということになると、ちょっと無理かなという感じになります。その具体的なイメージが湧きにくいので教えてください。

石田座長：はい。そうしましたら具体的イメージとして地域拠点の支援のところについて、お答えいただけていいですか。

内村障がい福祉課長：はい、障がい福祉課長の内村です。今、船戸委員がおっしゃられたように指定された拠点としては、まだ大阪市の中ではございません。今これから体制整備をしていく中で、前回も少しお話をさせていただいたかと思っておりますけれど、今回区センターを基幹センターとして位置づけさせていただきまして、各区単位での面的整備を進めていきたいと考えております。必ずしも区の中に全ての事業、例えばグループホームが全ての区にあったらそうではなくなってくると思います。そういった場合は複数区との面的という、面を広げるようなイメージであります。まず、区単位で面的整備を進めていきたいと思っておりますので、中核になっていただくのは区基幹相談支援センターと思っております。昨日もここは拠点ですよと報酬改定の中で示されていましたが、拠点をどこというのはまだ示していない状況です。

石田座長：船戸委員、よろしいですか。

船戸委員：ええ、特には。

石田座長：古田委員。

古田委員：報酬改定の資料も膨大で、とてつもない量が出ています。ただ相談支援の中でコーディネートの繋ぎ役をやるのであれば拠点機能を果たすというような、指定を受けてやっていくことになっていきますよね。その辺の具体案は、来週、再来週になるかと思うのですが、出てきた中で、いつぐらいからその拠点機能を作るかと言ったら、早速やっていかないといけないですよね。その辺の考え方はいつぐらいにまとめて、いつからスタートするのか、そのめどはいかがですか。

石田座長：はい、わかりました。だいたい今想定しているところでのスケジュールみたいなことがあれば教えていただきたいのですが。

内村障がい福祉課長：内村です。今古田委員がおっしゃられたように、相談支援センターに中核になっていただきたい、区センターに中核になっていただきたいために、今回位置づけ直ししましたので、正直私のイメージの中では、全てが機能、拠点ということでいっております。ただ考え方を整理して、そこだけではなくてくるとは思います、将来的に。

古田委員：地活センターは、また入っていないのですか？

内村障がい福祉課長：まず、24区からスタートして、まず1回目の連絡会がございますので、そのあたりぐらいからお示しできればなど。考え方が整理できて、調整できればと思っております。

石田座長：分かりました。よろしいですか。

古田委員：地域移行と地域拠点の両方とも、ワーキングをやるのですか？ その中で地域移行で退院促進も含めてと言ったら、もちろん地活センターも、24区の基幹センターも両方、地域生活支援拠点の機能を果たすというのは、そこまでスタートラインとして必要だと思います。その後、指定事業所も含めてどうしていくかは時間がかかるかもしれませんが。まずは24区と、9つの地活センターは同時にスタートできるような状態は必要です。ワーキングでその辺まですぐ話できますか。

内村障がい福祉課長：ワーキングまでにそのあたりを整理しておきます。



石田座長：分かりました。よろしいですか。そうしましたら他にもいろいろ意見があるかと思いますが、時間の関係もありますので、議題6の方に移っていきたいと思います。次期障がい者支援計画等についてということで、事務局の方からご説明をお願いいたします。

内村障がい福祉課長：【資料6について説明】

石田座長：ありがとうございました。議題6についてご説明いただきました。ご意見・ご質問ある方は挙手をお願いします。ないですか。はい、古田委員。

古田委員：5ページのところのパブコメの意見なんですけども、もともと、区の自立支援協議会の位置づけが曖昧なんです。それは前から言われてきているのですが、10番、11番、12番の意見は、もっともだなあと。市の自立支援協議会と区の自立支援協議会と連携が全くありませんよと。区の自立支援協議会の活性化と言いながら、ほとんど何もできていない。もっと指導監督しないといけないのではないかとか、市と区の地域自立支援協議会の位置づけが異なっていて連携がほとんどないという意見、まさしくもっともだと思っているのですけども。回答の方でも、状況把握に努めますとしか書かれていないですね。活性化と言われていますが、具体方策は今までも何もなかった。市役所が区の協議会を指導監督する関係にはございませんと。区との関係が以前に比べてややこしくなりましたよね。区の方が局長よりも上だと言ってややこしい関係になったのはわかりますが、ただ、この構造では、やはり地域の課題がいろいろあるのに、市は何もやってくれないという悪しき関係のままになっているので、やはり、各区の課題を吸い上げて、ここでちゃんと方針化をするという仕組みとか、地域生活支援拠点というのはせっかく切り口として出てきますので、全区でこういうふうにしていこう、どの区に住んでいても、やはりしんどい状況に置かれている障がい者、あるいは地域移行したいと思ってる障がい者はちゃんと生活できていけるように、基盤をこういうふうを整備していこうみたいなことをちゃんと打ち出して、今の区の協議会の位置づけを変えていただきたい。関係も変えていただきたいと思いますが、いかがですか。

石田座長：はい、ありがとうございます。これも先ほど一番初めに話があった方向性をどう見出すかということと関係しているかと思いますが、もし何かございましたら。

内村障がい福祉課長：まさしく先ほどの議論と同じですね。12番のご意見の要旨の下の方に、計画に示されている方向性は全く正しいと考える。だけど中身が全然伴ってないよ、そういった表現にはなっています。大阪市の考え方の方、区で自立支援協議会において把握された障がい者等の支援体制に関する諸課題について、適切に集約し、市協議会で議論を行う。まさしく、この方向性のはずなのに、形がおかしいよねということですね。先ほどのご意見も踏まえまして考えさせていただきたいと思います。

石田座長：行政の体制の関係もあるので難しいところもあるかもしれませんが、どこまでできるのかということも含めて、一緒に考えていけたら良いかと思います。特になければ、議題の

7番の方で障がい者差別解消法にかかる対応状況について、報告ということでよろしくお願ひします。

八木企画調整担当課長：【資料7について説明】

石田座長：ありがとうございます。何かご意見とか、質問とか。はい、加藤委員。

加藤委員：傾聴というのが一番多いんですか。どう評価したらいいのかわ。もう少し説明していただけたらありがたいですが。相談内容、傾聴39件。

古田委員：僕もそこに入っていました。傾聴が多いですけども、事案によっては差別発言があったとか、そのようなものも含めて傾聴に回すような事案がありまして、本人がいくらもういいんですとおっしゃっても、事案の中身によっては、本人さんが特定されないような形でこうしていきますからということで、傾聴で済ませてはいけないということがいくつも見受けられました。そこは大阪市で整理をして、これは傾聴で済ませたらいけないと判別できるスキルを身につけていただきたいということでした。

それと、電動車いすの人に対する無理解が結構あちこちで起こってしまっていて、手動の車いすに乗りかえろとか、手動に切り替えてバッテリーを切って押せと言われる事例があちこちの現場で、病院でもありましたし、遊戯施設でも起こっているのだから、府か市で車いすの理解を啓発する冊子を作った方が早いのではないかと思います。新年度はそういう打って出るような取り組みを、無理解などが多いので、啓発の取り組みを進めていただければいいと思います。また、遊戯施設は時間がかかっておりますけれども、ちょっとずつ良くなってきているという報告もありますので、また引き続きお願いします。

石田座長：ありがとうございます。

加藤委員：あともう一件。件数が71件というのが、窓口の数からすると、1ヶ所で年に1件ないぐらいですね。この数はかなり少ないんじゃないかと思いますが、どういうふうにお考えられますか。

石田座長：はい。事務局の方、いいですか。今二つありますよね、一つはこの数字を見てどのような判断をされているのか。もう一つはこの調査を受けて今後どのようなことを考えられているのかということの二つです。

八木企画調整担当課長：差別の部会の部会長がいらっしゃる中で私が申し上げて申し訳ないですが、協議会の部会の中で一個一個議論をさせていただいて、一つずつ改善に向けた方向は示させていただいています。また30年度の取り組みも来週の第3回の部会でさせていただくことになっていきますので、ご心配いただいているのは非常にありがたいと思っております。件数の多い少ないですが、いいように見れば、声を上げて、これは違います、差別ですよと言った

ら、すみませんで解決している事例も、昔に比べたらまあまあ増えていると思います。そういうのは相談につながらないのかなあというのと、一方で、言ってもエネルギーがかかるだけでしんどいから言わないでおこうともきつとあるかと思うので、そういうことを言ってもいいんだよということもまだまだ知らない人が多い。法律ができたこともあまり周知されていないところがあるので、それは相談センターとか相談支援の事業所などを通じて、もっと草の根的な周知というのをしていくことも部会の方からご意見をいただいていますので、そういうのを踏まえて30年度以降取り組んでいきたいと思っていますところです。

北野委員：私から一言。まず、件数ですが、全国的にこんなものです。本当に少ないです。ある意味で、障がい者差別解消についての理解徹底はなされてなくて、どの市町村もあんまり件数が上がってこなくて。私も、実は、いくつか差別解消協議会の会長をしているのですが、今ひとつ、西宮なんかでも上がってこないし、全体的な意識が低いなど。ですから、全体的な啓蒙啓発が低いのと、おっしゃったように大阪市はある意味で障がいを持っている方の出てきている苦情、不満、不平はもともとあって、そもそも、一定、やってらっしゃたんですね。プラスアルファでどこまで積めるか。他の市町村でいえば、今までほとんどそういうことについて意識も関心もなかった地域が、きっちり検証すればそれも差別なんですかと上がってくる可能性はかなり高いと思います。大阪の場合はもともと障がい者の方々はかなりハッキリものをおっしゃる方が多いから一定は出てきていると。どこまでプラスアルファの検証をやれるかというのがあると思うんです。

二つ目はですね、この不当な差別的取り扱いの傾聴に関しては、今、新しくマニュアルの改定とか受付表の改定をしております。最後にですが、電動車いすに関して全国の資料を集めておまして、全国的にまともな資料がないです。ですから大阪市でやるしか仕方がない。どこまで大阪市がやるのかというところで議論を、大阪市でどこまで打って出るか議論をやっているところです。

古田委員：ぜひ一緒に。やはり障がい者も差別を受けていてももういいとか、こんなの上にあげたら嫌われたりするのではないかと思って、結構泣き寝入りする人も多いんですけど、もっと、いや、これは差別だから言ってもいいというようなエンパワメントの取り組みも必要だと思います。各団体でもそんなのやれたらと言っているんですけど。エンパワメントの取り組みとか、支援者に対する啓発とか、そんな取り組みを全国でどこかご存知ですか。

北野委員：私、やっていますけども、エンパワメント。職員のエンパワメント研修とか虐待研修をやっている間に、こういうことも虐待かな、あるいはこれは差別に当たるのかということについて、エンパワメント研修をやっているうちに、職員の方の意識も変わってくる。ですから、特に意思決定支援の研修をやりますと、一番面白い結果は、ある市で2年間やって、2年目に聞いたら、自分は意思決定支援できていないという職員の意識が増えた。逆に言えば、今までは勝手にやっていたわけで、2年目に聞いたら、研修で意思決定支援ができていませんという自己評価が増えたということは、逆に言うと、研修の効果はある意味であった。自分でできていなかったということに気が付いたと、そのくらいの研修の効果は今のところ上がってき

ておる事実ですけども、自分が意思決定支援をやれているかどうかできていないという評価は出てきたので、次にプラスアルファで展開できるかどうかはこれからの大きな課題です。もう一個は、今言ったように匿名で出されている分について、匿名でも他の障がいを持っている方にも悪影響を及ぼすような事例は、できるだけ匿名であってもきっちり聞いたり、表現できるような項目設定を調整をしておるところでございます。

石田座長：はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。

加藤委員：うちの園で利用者さん向けにこの法律の学習会をやりました。そしたら私は虐待されているという人が2人ほど出てきて、話をいろいろ聞いてみたら虐待ではなかったのですが。結構、1人1人の利用者さんがそういうことを意識するキッカケになるのではないかと。いろんな施設で取り組むこともいいのではないかと思います。

石田座長：そうですね。次、障がい者虐待の話になりますので、次行っていいですか。議題8の方ですけど、報告で、障がい者虐待の対応状況についてということで事務局の方からよろしくお願いします。

向井地域福祉課相談支援担当課長：【資料8について説明】

石田座長：ありがとうございます。ご意見ご質問ないでしょうか。

潮谷委員：潮谷です。障がい者虐待については、今ご報告がありましたように、大阪府の方は虐待防止法が始まってずっと養護者の通報もそうですし施設内の虐待もそうですけど、ずっと一番ですよ。その中でもやはり積極的な対応というのが必要かというふうに思っています。現状、今まで各区で相談対応ということで、通報対応もやってきたかと思えます。継続という形にはなっていますが、やはり区の状況で事例を見てみると、区ごとの対応の差というのが感じられるんですね。ここの区だったら対応しているのにとか、なかなか結論が出ていない区があったり、そういったところのコントロールを市の方でどういうふうに考えているのかすごく気になっています。また、これだけ虐待がある中で、市として虐待防止センターという形での構えということを考えなくてもいいのかな、区だけの構えで本当にいいのかと大きな疑問があります。その点も含めてご意見を聞かせてもらえたらと思います。

石田座長：他に何かありますか。

京谷委員：受理件数に比して、虐待と判断した件数が結構少ないなと思うのですが、どのような基準でそういう判定をされているのかお聞きしたいと思いました。

船戸委員：船戸です。施設の場合は、職員はあったとしても、ある程度教育は受けますね。虐待と障がいだとかに対して受けますけれども、心配しているのは家族。エンドレスでずっと介護

しなければならぬ家族の虐待がやはり施設に比べると多いと思います。そうすると、介護に当たる家族に対する教育というのは全然なされてない。ドイツだったら介護手当みたいな家族に出すから、ある程度そういう教育の場を与えられると思うのですが、日本ではそういうことが家族任せになっているので、そのあたりをこれから考えないといけないのではと、いつも虐待のニュースを見るたびに思うのですが、いかがですか。

古田委員：大阪が虐待件数が多いということは一概には。それだけ通報していただけるような環境にあるというのは、いいことなのかなとは思いますが、ただ、これだけ件数があるということはどうにかしていかないといけないと思うんですけど。先日も、新聞報道で死亡事故や性的虐待の報道がされたり、寝屋川の方でも精神の人が十何年も監禁されて亡くなってしまったという非常な事態が起こったりしています。各地域でも、高齢の親が本人を抱え込んでしまって、そのまま非常に危ない状態が続いていたりするケースが何件も埋もれているわけです。これだけ件数がありますし、ケースの蓄積もできているかと思えますので、虐待防止の対策を大阪市として考えていくべき時期かと。どんな事業所でもその事業所を責めるのではなくて、どんな環境、スキルだったら虐待が起こるのかを整理して、どんな環境整備、支援関係が必要か、そういうのをレクチャーするような研修の機会を。もう既にやっているかもしれませんが、虐待の報告は件数だけで終わっているのではないかなと思うので、支援現場での虐待防止のための研修とか、あるいは地域の養護者の虐待は大体こういうパターンがあるということ、地域拠点の議論の中で救出するような仕組みとどうリンクするのか。区によっても確かにばらつきはありますし、虐待担当の人のやる気に結構左右されたり、かなり忙しいのかもしれませんが、今虐待通報ケースが多いから。ただ、トリアージされるというか、放っておかれるような順序があって、置いておかれるみたいなケースもあつたりするので、その辺の課題も含めて解決策をまた議論していただきたいと思います。

石田座長：はい。古田委員と潮谷委員の話は同じような話かと思えます。3点あったかと思えます。まず初めに、区には任せているけど、大阪市として虐待についてどのような考えがあるのか、今後、もう少しそこに力を入れていかないといけないのではないかと。区による虐待件数の違いも含めて潮谷委員からもありました。もう一つ、京谷委員から基準ですね。申出がこれだけあるのに実際にそう判断されたのが少ないのではないかと。どういったところで基準を設けているのか。船戸委員から、近親者からの虐待が多いということも含めて、家族に対する教育、あるいは支援も必要ではないかと。この3点について、事務局の方からお答えいただければと思います。

向井地域福祉課相談支援担当課長：まず、虐待防止センターや区のコントロールの関係のお話をいただきました。大阪市では、私のグループが虐待の専門職チームということで、福祉の専門職と医療、いわゆる保健師でのチームを作っておりまして、区からの相談に適宜応じるようにしております。それと、毎月統計をいただくことで、受理した通報がきちんと処理をされているのかということも点検をしながら、場合によってはその本人に連絡をして、この事案についてどうなっているかとお話を聞かせていただいているところです。また、それぞれの事案につ

いて虐待かどうか悩む場合とか、対応に困る場合について、大阪弁護士会と大阪社会福祉士会と契約をしております、適宜、専門職派遣ということで、2つの会でそれぞれ研修を受けたアドバイザーという人たちが各区に派遣することができるようになっております。防止センターということで市の中に一つはないんですけども、一応、後方支援ということで、本庁の中で虐待の後方支援を現在行っているところです。各区でスキルの違いがあるというご指摘をいただいたんですけども。実際、各区では3分の1ほどの職員が毎年のように異動で変わってまいります。この辺り、虐待対応についてはきちんと行わないと命に関わることだということで、虐待については職員の研修計画というのを立てておまして、初任者研修、中堅期研修、事例検討会議等々、順次段階的に職員が虐待の対応スキルをつけられるように工夫をして行っているとこそなんですけども、不十分なところもあるというご指摘だったので、引き続き問題に対応できるような研修について検討していきたいと考えております。

次に、虐待の対応の仕組みですが、法で規定されておまして、まずは虐待を受け付けたら速やかに事実確認調査をするということで、ご本人のところに実際に会いに行き、通報内容が本当かどうかというのをまずは見に行きます。それについては、虐待防止法上、速やかにとしか書いておりませんが、大阪市はマニュアルで48時間以内ということで、児童虐待の指針と同じ形で書かせていただいています。実際、国の統計も、事実確認を行うまでの日数としては、いわゆる即日0日というのが中央値となっております、ほぼ事実確認調査については法どおりに行われているのではないかなというふうに思っております。

次に、虐待判断についてですが、これについては、虐待の事実確認調査に行った場合に、通報された内容が事実かどうかはもとより、その方の生活環境等も含めて、他にも権利侵害の部分がないかというのを確認させていただいた上で、各区の課長をはじめとするいわゆるコアメンバー会議と呼んでいますけれども、その中で虐待の事実があったかどうか、虐待の強い弱いとか関係なく、虐待の事実があったかどうかという判断をさせていただいた上で、緊急性やその後の支援について決めるということで、基本的にはどういうふうに判定されているのかというご質問については、マニュアルどおりに調査をする、そして、もちろん事実確認ができないような場合については、法に基づいて立ち入り権限を行使して、警察の方に援助要請をした上でその中に入れていただくというようなことをさせていただいているところです。

虐待認定と判断した件数が少ない点については、一つは先ほども説明させていただきましたように、警察からの通報のうち、障がい者虐待ではなくてDVの方で認定をしているものがあるということとですね、あともう一つは、やはりこれはおかしいなという早い段階でご連絡をいただいているので、そういう意味では虐待判断には至っていませんけども、未然に防止ができて、そのことをきっかけに、ご家族の方や地域の方に視点を持っていただけたということで、いいふうに捉えているんですけども。本来、私達は、虐待の通報について精度は別に求めておりません、なるべくたくさんご意見をいただいて、そのことについて世帯に入らせていただいておりますので、非常に大事な仕事だと思っておりますので、虐待と判断していない件数が別に後ろ向きとか弱腰になっているというわけではなくて、そこは事実に基づいて適切に行っているところです。もし、また何かお気づきの点等があれば、教えていただければ幸いです。

そのほか、養護者の未然防止のための養護者支援ということなんですけれども、ご指摘いた

できましたように、虐待については対応することはもとより、未然防止が一番大事と思っております。虐待防止法の中でも、養護者の支援というのが謳われておりまして、どれだけのことが事前にできるのかというのが一つの鍵になっているかと思っておりますので。引き続き啓発だけではなくてですね、啓発をすると地域の方からの通報は増えますけども、養護者の方がそれだけでは楽にはならないので、いろいろなサービスを利用されている中で関係機関の方、特に福祉の専門職が気付いた早い時点で連絡をいただいて、早めの介入をするということをしていくのが、今は一つの手段かなと思っておりますので、また何か良い方法がありましたら、教えていただければと思います。

石田座長：よろしいですか、今の回答で。ありがとうございます。そうしましたら議題9ということで、区からの意見に対する回答について、西成区からの意見がありましたのでその件について事務局の方から説明をお願いいたします。

大森障がい福祉課担当係長：【資料9について説明】

石田座長：ありがとうございます。はい、古田委員、簡潔にお願いします。

古田委員：4回目ぐらいですが、なぜ西成区だけなのですか。このやり方は破綻しているのもう止めませんか。それより全区の協議会から意見を上げてくれ、課題上げてくれとあって、市の自立支援協議会が直でやる仕組みにしてください。住吉区は全然回ってきませんよ、意見上げてくれと。他の区も同じですよ。なぜ西成区だけなのですか。破綻しているのもう一度、次回から抜本的に見直していただきたい。

石田座長：さっきの方向性を見出すところと一緒に、区で何ができていて、区の中でいろいろ困難なことがあったり課題があったりして、区でどうしたらいいのか、課題は市の問題なのか、あるいは市から国に持っていかないといけない問題なのか、まずは分けて、区でできるものなら区でやってもらえたらいいので区分けから始めた方がいいと思います。意見については他の区からも出ているんですけどね。回答だけ回ってきていることに問題は感じるかなと。

古田委員：全区から集まるようにしないとおかしいでしょう。

石田座長：優先順位をつけて何から始めるのか考えた方が良くないかもしれません。その件について、事務局からご意見とかあれば。もしなければいいですが。

内村障がい福祉課長：これも先ほどの議論と同じで、自立支援協議会、区と市のあり方というそこからの中身なのかなと。これは、正直、困難事例ではなく、ただの要望にしか見えないこともないんですが。そういう課題があるのは当然なのですが、先ほどの話に戻って、区と市の役割とそのあり方を、皆さんのご意見をいただきながら前に動かしたいと思っています。

石田座長：そうしましたら最後の議題です。議題 10 で、その他のところで、障害者総合支援法等の一部改正についてということで事務局の方からよろしくお願いします。

大森障がい福祉課担当係長：今日は時間の都合で詳しい内容は割愛させていただきますが、参考資料といたしまして、平成 30 年度の障害者総合支援法等の一部改正、並びに 30 年度の報酬改定について、国の方から出されている資料を添付させていただいております。内容については説明を割愛させていただきたいと思いますが、来年度以降も法改正、報酬改定等を踏まえまして、引き続き障がい福祉サービスの充実に努めていきたいと考えております。報告としては以上です。

石田座長：ありがとうございました。これで全ての議題の審議等を終わりました。皆さん、円滑な運営にご協力いただきましてありがとうございます。他いろいろとまとめたいことがあるんですが本当に時間の都合で、余りこちらからお話することはないですが。まず冒頭からいろいろ出てきましたね。医療的ケアについての研修、協議会についての方向性、あり方についての見直し、それから地域移行が少ない要因、もう少し探ってワーキングを進めていくということ。サービスのところでいうともっと周知が必要ではないかとか。虐待については家族に対する支援が要るのではないか、あるいは教育がいるのではないか。区によって違いがあるので大阪市として全体としてどう考えているのかということが出てきたかと思います。今後できることから優先順位をつけて、協議会のあり方も含めて見直していければと思います。

古田委員：できたら年 4 回ぐらいやって、2 つ 3 つずつの課題を絞って、議論をするような、テーマを決めて、議論するような場にしていれば。

石田委員：それも含めて方向性の中で考えていこうということころです。ありがとうございました。そうしましたら、事務局の方にお返しいたします。

内村障がい福祉課長：【閉会あいさつ】

(事務局司会より閉会)